

目次

深谷中学校 学校防災計画.....	2
1 日常の防災体制.....	2
(1)学校防災委員会の組織任務.....	2
(2)安全管理(安全点検).....	2
(3)防災教育指導計画.....	5
(4)防災訓練実施計画(年3回).....	5
(5)教職員研修計画.....	5
(6)心のケア対応研修計画.....	5
2 「東海地震に関連する情報」や警戒宣言発令時の生徒への対応.....	5
基本的対応について(概要).....	5
3 大規模地震発生時の初期対応.....	6
(1)避難方法.....	6
(2)学校災害対策本部の組織と任務.....	8
(3)大規模地震発生直後における学校災害対策本部の動き.....	9
(4)職員の参集体制.....	10
4 大規模地震発生時の場所別・時間帯別の生徒のへの対応.....	11
(1)生徒の預かり(留め置き).....	11
(2)保護者への引き渡し方法.....	12
5 学校が避難場所となった場合の対応に関すること.....	13
6 非常持ち出し用品リスト.....	14
7 緊急連絡先電話番号簿.....	15

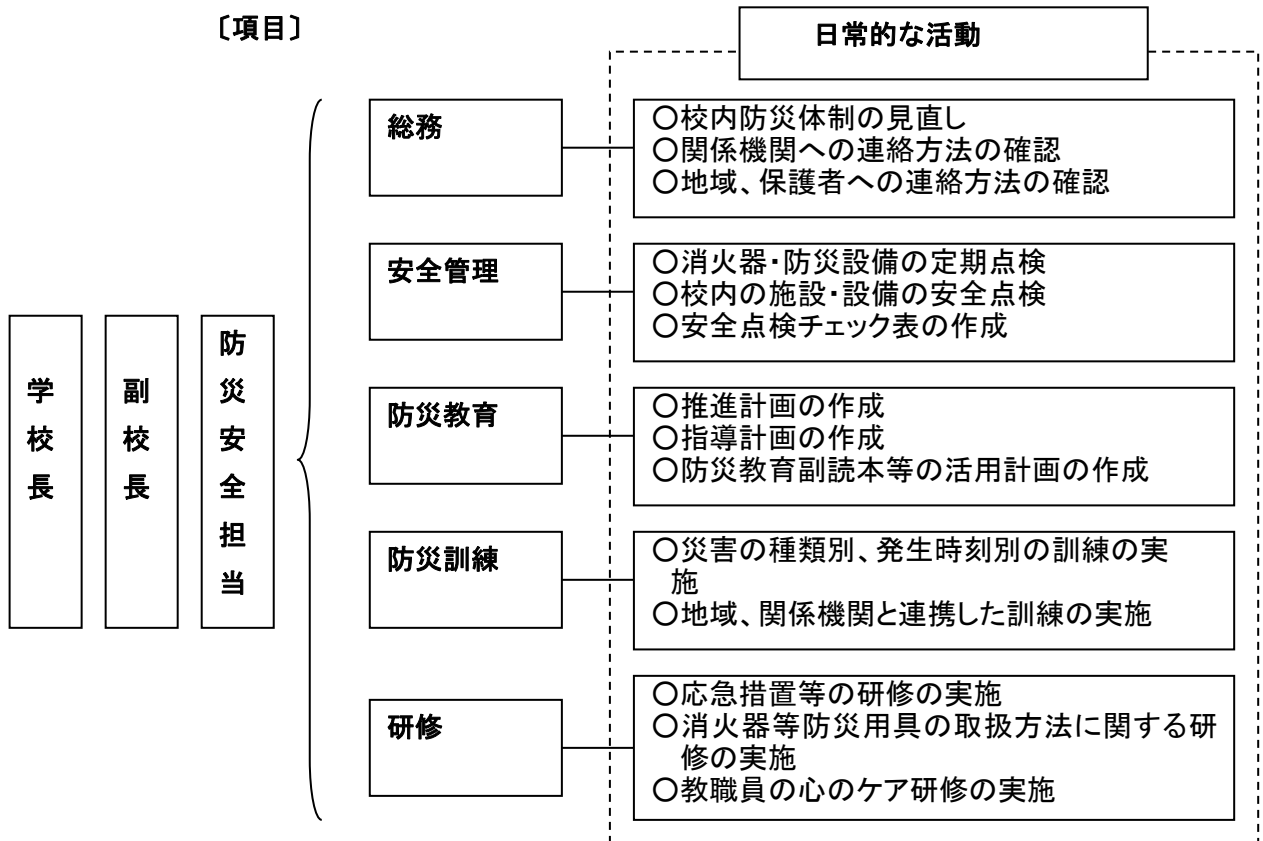
深谷中学校 学校防災計画

1 日常の防災体制

(1) 学校防災委員会の組織任務

〈学校防災委員会の主な役割〉

- ① 「学校防災計画」の策定
- ② 防災教育・防災訓練の計画、実行
- ③ 教職員に対する研修の実施
- ④ 日常的な施設点検等の実施
- ⑤ 教育委員会事務局や区役所との連絡・調整、地域防災拠点運営委員会への協力



(2) 安全管理(安全点検)

○点検の実施方法と時期

- ・通学路の安全点検(4月:職員の学区巡検、生徒への使用通学路調査)
- ・校舎内外の施設設備の安全点検と整備(毎月、防火責任者が点検表にて実施)
- ・プール設備点検(6月に体育科で実施)
- ・防災設備点検(7月)
- ・避難経路の安全確認、点検(4月、8月、12月)

〈震災発生前〉 災害予防のための施設点検

1 物品の転倒防止点検

(1) 職員室・教室・廊下などの什器類の整理及び転倒防止

点検担当者…	天井から吊り下げた空調機や照明器具の固定の有無	
	放送設備（スピーカー、モニターテレビ、ビデオプロジェクター）はきっちり固定されているか。	
	大型可動式書架にストッパーがあるか。	
	収納戸棚、重ね書庫は固定しているか。	
	黒板、掲示板、掛け時計、照明器具は固定しているか。	
	下駄箱、ロッカーは固定しているか。	
	自動販売機は固定しているか。	
厨房機器類は固定しているか。		

(2) 理科室の地震対策の点検

点検担当者…	実験器具の収納戸棚や薬品戸棚等の転倒・移動防止措置をしているか。	
	薬品容器の転倒・落下防止措置はしているか。	
	所要の火災防止措置はしているか。	
	危険薬品を適切に保管しているか。	
	その他（ ）	

(3) 図書室の書架等の点検

点検担当者…	書架を固定しているか。	
	書架と書架を連結するなど転倒防止措置をしているか。	
	可動式書架にストッパーがあるか。	

2 避難経路の点検

点検担当者…	非常階段の点検	
	校舎棟からの非常出入口の点検	
	職員室・特別教室からの出入口確保	
	避難場所への経路の確保	
	特別支援学校の避難方法の確認と避難用具・避難経路の確保	

3 落下危険物の点検		
点検担当者…	外壁の点検	
	ガラスの点検	
	屋根の点検	
	屋上や底上の水槽の点検	
	アンテナ・避雷針の点検	
	空気調整屋外機器等の点検	
4 防災施設の点検		
点検担当者…	出火防止	
	ガス器具の耐震緊急遮断機の有無	
	石油ストーブの耐震安全装置設置の有無	
	ボイラーの耐震安全装置設置の有無	
	消防設備の定期点検等により改善指摘のあった事項で、未改善部分の有無	
	危険物点検	
	薬品の保管方法の安全性点検	
	灯油・ガソリン類の適切な保管	
	ガスボンベの保管方法・転倒防止策の実施	
5 倒壊危険物の点検		
点検担当者…	門の点検	
	囲障*の点検	
	擁壁の点検	
	屋外電気設備の点検	

*敷地境界に設けた塀や柵など

(3) 防災教育指導計画

学校安全計画に記載

(4) 防災訓練実施計画(年3回)

学校安全計画に記載

(5) 教職員研修計画

4月 学校防災計画と年間の避難訓練計画の確認

9月 総合防災訓練実施後の反省

(6) 心のケア対応研修計画

3月 災害時の心のケアの対応研修

2 「東海地震に関連する情報」や警戒宣言発令時の生徒への対応

「東海地震に関連する情報」は、

「東海地震に関連する調査情報(臨時)」 東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合に発表。

「東海地震注意情報」 東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表

「東海地震予知情報」 東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表。

の3つのレベルに分けられる。

基本的対応について(概要)

	市の対応	学校の動員体制	学校における児童生徒等に対する措置
調査情報 (臨時)	情報収集連絡 体制		
注意情報	市(及び区)警戒 本部の設置 (経営責任職・運 営責任職)	校長・副校長	ア 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、保護者に連絡をとった上で帰宅させる。 (ア) 学校、地域、児童の実態に応じ、状況によって学校において預かり(留め置き)、直接保護者に引き渡す。 (イ) 連絡がとれない家庭、留守家庭等の児童生徒については、学校において預かり(留め置き)、直接保護者に引き渡す。
予知情報 ↓ 警戒宣言 発令	市(及び区)災害 対策本部の設置 (<u>全員配備</u>)	<u>全員配備</u> 勤務時間外において警戒宣言の報道に接したときは、動員命令を待つことなく自発的に参集する。	(ウ) 市外等遠隔地からの通学者については、学校において預かり(留め置き)、直接保護者に引き渡す。 イ 通学中又は在宅中に注意情報又は警戒宣言が発表された場合は、休校とする。 なお、登下校時にあつては、安全に帰宅させるための措置を講じる。

3 大規模地震発生時の初期対応

(1) 避難方法

例: 授業中

教職員

○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

➡ **的確な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など**

○使用している火気の消火、出口の確保に努める。

〈大きな揺れが収まったら〉 ○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す。

○電源を切り、ガスの元栓を閉める。

児童生徒

○机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

○慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。

○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。

○体育館では、できるだけ中央に避難する。(ただし、水銀灯の設置場所など天井の状況による。)

○グラウンドにいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、グラウンド中央に避難する。

〈大きな揺れが収まったら〉 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

教職員

○校庭への避難は、避難経路の安全確認後の管理職の指示で開始する。

○児童生徒の状況を速やかに把握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童生徒を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童生徒の所在に十分留意する。

○火災場所及びその上層階の児童生徒の避難を優先する。

○隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。

○落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。

○児童生徒の不安の緩和に努める。

○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。

➡ **的確な指示「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」**

○校内にいる人員を把握する。

○負傷者の有無を確認する。

○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所(港南台団地一帯)に移動する。

○震度、津波警報等の情報について、速やかに校内放送等で情報を発信する。

児童生徒

○防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。

○避難の途中で教室等にもどったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。

○ガラスの破片で怪我をしないように注意する。

○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

安
全
確
保

避
難
誘
導

**災害対策
本部設置**

教職員

- 役割分担に従って行動を開始する。
- 住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

**火元確認
・
設備点検**

教職員

- 学校用務員を中心に組織する。
- 出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- 理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。
- 校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

**救出活動
・
応急救護**

教職員・児童生徒

- 養護教諭を中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたるとともに、医療救護隊や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
- 避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班と連携して、行方不明者の捜索、救出活動を行う。
- 消防機関、消防団、地域防災拠点運営委員会の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒・教職員等の救出救助活動を行う。

**情報収集
・伝達**

教職員

- 区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。

**児童生徒
の預かり
（留め置き）・引渡し**

教職員

- 学校において預かり（留め置き）していることについて、保護者に連絡し、学校において保護者への引き渡しを開始する。
- 保護者と連絡が取れない場合等、引き渡し困難な児童生徒等については学校で預かる。（留め置く）。
- また、保護者宅、学区の避難場所の安全性が確保できない場合は、保護者とともに児童生徒等を学校で保護する。

児童生徒

- 帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

(2) 学校災害対策本部の組織と任務

市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき、東海地震「警戒宣言」が発令された場合は、学校災害対策本部を設置し、初期対応を行う。

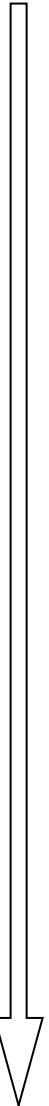
<p>総括本部</p> <p>本部長 (校長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校長、副校長及び各班長(又は代理者)を中心に教職員で構成。 ○ 各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、教育委員会事務局等との連絡にあたる。 ○ 被害の状況等に応じて、第二次避難場所への避難、応急対策の決定など児童生徒、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ○ 非常持ち出し書類等を搬出。 ○ 報道関係等の対応。
---	---

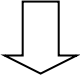
<p>避難誘導・安否確認班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震の揺れが収まった直後、直ちに活動を開始し、児童生徒の安全確保、児童生徒・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、第一次避難場所への避難誘導を行う。 ○ クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○ 安全確認した児童等は、安全連絡カード等によりチェックする。 ○ 就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、児童生徒、教職員の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○ この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。 ○ 児童生徒の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。 ○ 引き渡す相手が児童生徒の保護者又はその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったのかの記録が必要である。
<p>消火・安全点検班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校用務員を中心に組織する。 ○ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○ 校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。 ○ 二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。
<p>救出・救急医療班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。 ○ 建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○ 避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、病院など専門医療機関への搬送を行う。

[時点・状況の変化により適宜編成]

<p>住民対応・避難場所支援班 (連絡調整者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校が避難場所となった場合、学校が避難場所として円滑に運営されるよう、地域防災拠点運営委員会等との連携を図り、必要な支援を行う。
--	--

(3)大規模地震発生直後における学校災害対策本部の動き

段階		班	各班の事務分掌と主な動き等
<div style="text-align: center;">  </div> <p data-bbox="140 1556 276 1637">保護者への引渡し</p>	<p data-bbox="300 315 373 349">学校</p>	<p data-bbox="395 315 512 349">総括本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策の総括指揮 ○各班との連絡調整 ○非常持ち出し品を搬出 ○教育委員会事務局等との連絡調整 学校の敷地図、ラジオ、ハンドマイク、緊急活動の日誌、トランシーバー、携帯電話
		<p data-bbox="395 645 544 730">避難誘導・安否確認班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の安全確保、避難誘導、人員確認、 ○児童生徒、教職員の安否確認 ○行方不明者の搜索 ○保護者への児童生徒の引渡し ○保護者の迎えがない児童生徒の保護 ・揺れがおさまった直後に、指定された避難経路等を使って避難させる。 ・行方不明の児童生徒・教職員を総括本部に報告 ・児童生徒の引渡場所を指定 ・保護者や後見人が到着すると身元確認・引渡、クラスの出席簿、児童生徒引渡しカード 集合場所のクラス配置図
		<p data-bbox="395 1133 544 1218">消火・安全点検班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火活動 ○校舎施設設備の安全点検、危険物除去 ○被害状況の把握 ・施設等の構造的被害の程度を調査し、連絡する。 消火器、ヘルメット、手袋、道具セット 公共設備や建物、敷地損害調査リスト
		<p data-bbox="395 1424 544 1509">救出・救急医療班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出 ○負傷者の応急手当、病院への搬送 ・職員2人1組のチームで、特定の区域の負傷者の救出・救命 ・各教室、体育館、トイレ等のチェック ・医療援助が必要か判断 ヘルメット、丈夫な靴、のこぎり、革手袋、防塵マスク、トランシーバー、担架、毛布、かたてこ
<p data-bbox="395 1704 587 1834">住民対応・避難場所支援班 (連絡調整者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難住民の誘導 ○避難場所開設の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当 ○地震発生直後の初動対応(連絡調整者) ・教育委員会事務局、区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整 		

引渡し後  3日目	学校 学校	住民対応・避難 場所支援班 教育再開のた めの準備活動	○避難場所運営の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当 ○学校施設設備の安全点検 ○児童生徒の安否確認、名簿作成 ○問い合わせ、外来者との対応
4日目 以降 〔7日目 まで〕	学校 地域 防災 拠点 運営 委員 会	教育再開のた めの準備活動 学校再開準備 班	○学校施設設備の再点検、整備、補修必要箇所の集約 ○学習の場の確保(学校間、他機関等との連携) ○児童生徒の安否及び避難先の確認、名簿作成 ○学用品、教材、教具の不足品のリストアップ 救援依頼、配分等 ○通学路の安全確認 ○保護者説明会の開催 ○応急教育計画の作成 ○児童生徒の転出入事務 ○避難住民や地域住民への学校情報の伝達 ○学校再開について避難住民や地域住民との協議・説明 ○学校再開にあたっての避難場所スペースの調整

(4) 職員の参集体制

- 教職員は、横浜市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたときにおいては、勤務校に参集し、校内に災害対策本部を設置する。
- 連絡調整者(26年度: 鈴木、加藤良、橋本)は、いち早く学校に駆けつけ、学校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行う。
- 職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、地域防災拠点運営委員会による校内放送設備の使用や防災無線による区災害対策本部との情報伝達活動を支援する。
- 震度、津波警報等の情報について収集し、津波への対応を学校防災計画へ記載している学校は速やかに津波時の対応・避難を行う。
- 地域防災拠点運営委員会からの要請に基づき、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備の貸与など緊急対応を行う。
- 避難者を校庭または体育館へ誘導する。
- 避難者の生活スペースとして使う場所は、体育館、教室の順とする。
- 校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、**避難者の生活スペースとしては使用させない。**
- 学校長・副校長が学校に到着した場合には、連絡調整者は、ただちに、発災後に対応した措置等について、学校長・副校長に報告する。
- 児童生徒、教職員の安否確認に努める。

- 施設の被害状況の把握に努めるとともに、危険箇所の立ち入り禁止措置を行う。
- 学校と地域防災拠点運営委員会が協議し、女性、乳幼児、高齢者、障害者、感染症患者等に配慮し、あらかじめ概ね3教室を確保し、利用する。(建物の被害状況等により柔軟に対応する。)
- 清掃用具は学校の備品等を貸与する。ガラスなどを処理できるゴミ袋を準備しておく。(ガラス清掃に適した用具)
- 体育館のトイレのみでは対応が困難な場合、校舎のトイレが使用可能な場合には、避難者が利用できるトイレを指定して、地域防災拠点運営委員会を通じて、避難者に周知させる。
- 救護班**が編成された場合には、避難住民の負傷者の応急手当を行う。

4 大規模地震発生時の場所別・時間帯別の生徒のへの対応

(1) 生徒の預かり(留め置き)

大規模地震(「市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき」)発生の際は、直ちに授業を打ち切り、保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる(留め置く)こととする。

大規模地震にあたらぬ地震発生時においても、次のような場合は、大規模地震発生時と同様の対応を行うこととする。

① 自校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合

※対象の路線をどの路線とするかは各校の判断とし、各校が策定する学校防災計画内に記載することとする。

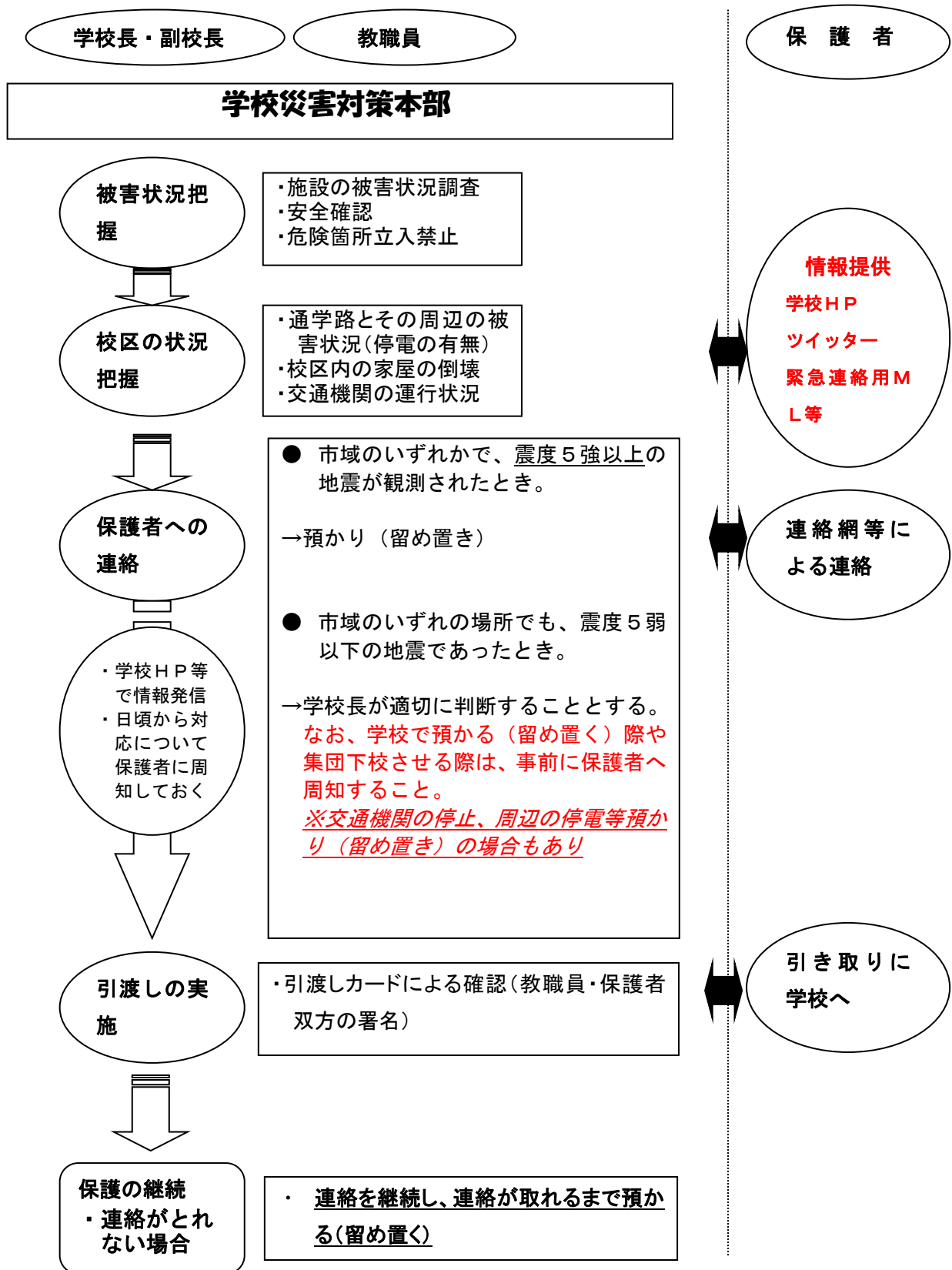
② 学校及び周辺の地域が停電となっていて、児童生徒を安全に帰宅させられないと判断される場合

※大規模地震発生時の対応についての保護者への周知

大規模地震発生時には、通信手段が不通となることが想定されるため、日頃から保護者に対して、預かり、引き渡しの対応等について学校教育説明会や懇談会、学校だより等を通じて繰り返し周知しておく。

(2) 保護者への引き渡し方法

【参考】引き渡しまでの流れ



【留意点】

- ・引き渡した教職員、引き取った保護者が共にカードに確認の署名を行う。
- ・保護者の迎えが遅くなっている児童生徒の精神的ケアに努める。

5 学校が避難場所となった場合の対応に関すること

○避難住民の誘導

使用可能な状態であれば、体育館に誘導(外履きはぬいでもうらうこと)
けが人は()に誘導する。(地域の救護班に引き継ぎ)

○避難場所開設の支援

ハンドマイクの貸し出し

トイレ、水道の使用の可否、プール水の状況を確認、使用できる箇所の表示
(原則として使用トイレは、体育館トイレ)

救護所の表示

畳を体育館内に移動させる。

机、パイプ椅子、文具などの貸し出し

防災備蓄庫の開錠

○避難住民のうちの負傷者の応急手当

保健室にある災害用救急用品を地域の救護班に渡し、救護活動を引き継ぐ。

○地震発生直後の初動対応(連絡調整者)

・教育委員会事務局、区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整

6 非常持ち出し用品リスト

物品名	保管場所	保管担当者
出席簿	職員室	教務
拡声器、ハンドマイク	職員室	安全担当
環境調査票＋引き取りカード	職員室	生徒指導専任、安全担当
トランシーバー	職員室	生徒指導専任
本部旗	職員室	安全担当
ラジオ	職員室	安全担当
救急箱	保健室	養護教諭

7 緊急連絡先電話番号簿

連絡先	電話番号	アドレス等
戸塚消防署	881-0119	
深谷消防出張所	854-0119	
戸塚警察署	862-0110	
戸塚区防災担当課(総務課)	866-8307	
災害拠点病院 国立病院機構 横浜医療センター	851-2621~3	
学校長防災電話	090-3802-0793	

提出先

(様式2)

事務所・課	Email	FAX	TEL
<input type="checkbox"/> 東部学校教育事務所	ky-tobushido@city.yokohama.jp	(411)0613	(411)0603
<input type="checkbox"/> 西部学校教育事務所	ky-seibushido@city.yokohama.jp	(336)3765	(336)3743
<input type="checkbox"/> 南部学校教育事務所	ky-nambushido@city.yokohama.jp	(843)6358	(843)6408
<input type="checkbox"/> 北部学校教育事務所	ky-hokubushido@city.yokohama.jp	(944)5954	(944)5979
<input type="checkbox"/> 高校教育課	ky-koko@city.yokohama.jp	(640)1866	(671)3272
<input type="checkbox"/> 特別支援教育課	ky-tokubetusien@city.yokohama.jp	(663)1831	(671)3958

* 当該課にレ点 * 電話の場合は、以下の事項について口頭で連絡

被害状況等の報告（地震発生時）

報告日 平成 年 月 日

午前・午後 時 分現在

区名	区	学校名	学校	
			TEL	
在籍児童・生徒数	名	欠席児童・生徒数	名	
在籍教職員数 〈臨任・非常勤を含む〉	名	欠席教職員数 〈臨任・非常勤を含む〉	名	

被害の有無 あり・なし（被害ありの場合は、下記の欄に記入する）									
被害状況		教職員	児童・生徒	被害施設状況		校舎	体育館	校庭	
	死亡者				小破				
	重傷者数				中破				
	軽傷者数				大破				

(施設被害状況に○を表示)

事務所・課	Email	FAX	TEL
<input type="checkbox"/> 東部学校教育事務所	ky-tobushido@city.yokohama.jp	(411)0613	(411)0603
<input type="checkbox"/> 西部学校教育事務所	ky-seibushido@city.yokohama.jp	(336)3765	(336)3743
<input type="checkbox"/> 南部学校教育事務所	ky-nambushido@city.yokohama.jp	(843)6358	(843)6408
<input type="checkbox"/> 北部学校教育事務所	ky-hokubushido@city.yokohama.jp	(944)5954	(944)5979
<input type="checkbox"/> 高校教育課	ky-koko@city.yokohama.jp	(640)1866	(671)3272
<input type="checkbox"/> 特別支援教育課	ky-tokubetusien@city.yokohama.jp	(663)1831	(671)3958

* 当該課にシ点 * 電話の場合は、以下の事項について口頭で連絡

被害状況詳細報告

区	学校	TEL	記入者氏名
年	月	日	午前・午後 時 分現在

児童生徒・教職員の被災状況

	在籍数	被害なし	死者	行方不明	重症	軽症	負傷程度不明
児童生徒							
教職員							

特記事項(死亡者名等)

児童生徒の保護者への引渡し状況

保護者に引渡し済みの児童生徒	名
学校で保護している児童生徒	名
その他	名

臨時休校の有無

有・無	期間	年 月() ~ 年 日()
-----	----	-----------------

建物の大きな被害状況(建物名、被害箇所、被害程度(全壊、半壊、一部破損等))

建物名	被害状況(簡潔に)

ライフラインの被害状況

	使用 可・不可	被害状況()
電気		
ガス		
水道		
電話		
防災無線		

プールの被害状況

プールの水漏れ	有・無	避難者数(地域防災拠点)	
トイレの使用可否		世帯数	世帯
使用可能・一部可能(箇所)・不可能		人数	名

連絡事項(被害の概要、火災の有無)